

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年三月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま東村山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市野火止四丁目七七三番五 四地先から同市野火止四丁目七 七三番五四地先まで</p>		区 間
<p>一八・〇〇〇 二八・一〇</p>	<p>一六・九〇〇 二七・〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四四・二〇</p>		延 長 (メートル)
<p>歩道整備事業に よる。</p>		備 考